

河合町まちづくり基本条例検討審議会 議事録（要旨）

委員会 の 名 称	第 1 1 回 河合町まちづくり基本条例検討審議会
開 催 日 時	令和 5 年（2 0 2 3 年）2 月 1 3 日（月）1 0 : 0 0 ~
開 催 場 所	河合町役場 3 階 第 6 会議室
出席委員の氏名 及 び 人 数	中川幾郎会長、清水裕子副会長、大西孝幸委員、常盤繁範委員、山本孝典委員、岡本幹男委員、前田昌宏委員、岡宏委員、尾上光子委員、佐伯誠紀委員、西野あすか委員、大久保太郎委員、安田彩子委員、高桑次郎委員 計 1 4 名
欠 席 委 員	1 名：山川裕子委員
出席職員等の 職・氏名又は人数	＜事務局＞ 企画部長 森嶋雅也、政策調整課長 岡田健太郎、 福井敏夫 ＜運営支援＞ 特定非営利活動法人 N P O 政策研究所：直田春夫、田中逸郎、谷内博史
公開・非公開の別 傍 聴	・公開（第 1 回審議会で決定） ・傍聴者 2 名
議題、協議事項	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 案件説明及び審議 ① 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会の設置（案）について ② 河合町まちづくり自治基本条例の今後の取り組み（案） ③ その他 4. 閉会

会議の記録（要旨）

議 事 / 発 言 者 等	発 言 内 容 等
1. 開会（事務局）	○ 開会 ○ 町長御礼あいさつ（あいさつ後、退席） ○ 出席委員の報告：1 名欠席（山川委員） ○ 設置条例に基づき、本日の審議会が成立していることを報告
2. 会長挨拶	○ 1 2 月議会で全議員賛成による議決とのこと、これも皆さんの取り組みの成果です。ありがとうございました。 ○ 本日は、条例施行後のこれからの取り組みについて、ご意見やご提案をいただく機会ですので、よろしくお願いします。

3. 案件説明及び審議

会長	○ 事務局から資料の説明をお願いします。
事務局	○ 前回の審議会でもいただいた答申をもとに議会に条例を提案し、承認されましたので、当審議会は今日で終了となります。ご尽力に感謝いたします。 本日の審議案件は、今後の取組みについてご意見を伺うものです。
	○ 資料説明（事前配布資料） ・「河合町まちづくり自治基本条例・推進委員会の設置（案）」 ・「河合町まちづくり自治基本条例の今後の取組み（案）」
会長	○ それでは、まず「①推進委員会の設置（案）」について、質問・意見がありますでしょうか。
委員	○ 委員会の構成が有識者・町議会議員・町関係団体の推薦・公募による町民とあるが、それぞれの人数想定は。
事務局	○ 現段階では人数想定はしておりません。まずは、当審議会委員の皆様のご意向、また、関係団体代表で委員になられている方については、当該団体のご意向をお聞きし、委員になっていただきたいと考えております。その後、委員会の全体人数・構成を固めてまいります。
委員	○ 委員会には議員も委員として入ることとなっているが、4月に改選がある。また町民公募もあるので、委員会発足は7月頃と想定される。そうすると、4月条例施行とタイムラグが生じるが。
事務局	○ できるだけタイムラグがないようにと考えておりますが、委員会設置についての条例の議会上程は6月期になりますので、それ以降となります。
委員	○ 町長選挙も町議会選挙もある。新体制発足後から取組むという行政の立場は理解するが、まちづくり自治基本条例は成立し4月に施行されるのだから、4月には町民公募を進めるなどの検討はできないか。
事務局	○ 事務局で一度検討してまいります。
委員	○ 要望ですが、これまでも委員会委員報酬について議員は辞退しているので、報酬のところは議員を除くと明記してください。
事務局	○ 委員会設置条例の検討等で行ってまいります。

会長	○ ほかにご意見もないようですので、常盤委員のご指摘による調整を行うということで、委員会の設置についてはこれで了承していいですか。 (全員賛成)
会長	○ それでは次の案件「②今後の取組み」について、ご質問・ご意見・ご提案をお願いします。
委員	○ 資料にある町民への周知の取組みについて、頻度・回数は。
事務局	○ 現時点では未定です。対象・相手方のご意向も踏まえ検討します。
委員	○ 本年１～２月のタウンミーティングの実施状況はどうだったのか。
事務局	○今日は手持ちの資料がないので、後日資料をそろえて報告します。
委員	○ 各地区２０人に限定して実施していた。制限されていたので行けなかったという声もある。今後は、規模・回数等拡大すべきではないか。しっかり計画を立てて取り組んでいくべき。
事務局	○ １～２月のタウンミーティングでは、施設の規模に応じて２０人、３０人と案内し、おおむね納まりましたが、一部の会場で急遽椅子を追加したところもありました。来場者をお断りすることはなかったと思います。 ○ たくさんの方に参加いただくのが趣旨ですので、今後は大きな会場や地域の施設などを組み合わせて、実施してまいります。
委員	○ 地域の会合では、職員に来てもらって出前講座をという声もあり、来年度の活動計画に入れようと検討している。対応可能か。
事務局	○ 職員を育成しながら、対応してまいります。
委員	○ 町職員の研修の実施時期は。
事務局	○ 今年度の研修は３月に実施する予定ですが、来年度については、現在のところ実施時期は未定です。
委員	○ 新規採用職員や会計年度採用職員対象の研修は。
事務局	○ 当然必要だと認識しており実施しますが、時期については未定です。

委員	○ その際には、資料を渡して終わりという形ではなく、しっかりと研修をしてほしい。
事務局	○ 中川会長、清水副会長、NPO政策研究所等にご相談しながら、実施してまいります。
委員	○ 「(仮称)協働のまちづくり推進計画」の策定について、推進委員会の設置条例の制定が6月ということはそれ以降にスタートすることとなる。策定報告書が令和6年度半ば頃とあるが、委員会の開催頻度は。
事務局	○ 推進計画に盛り込む内容も含め、事務局でしっかりと検討します。
委員	○ パブリックコメントの実施とあるが、8か月間で委員会が計画案を策定するとして、こういった形でいつ頃実施する予定か。
事務局	○ まちづくり自治基本条例もそうでしたが、たたき台がないとできませんので、令和6年度中に計画づくりの進捗状況を勘案しながら実施してまいります。
委員	○ 条例概要の冊子、広報と一緒に配布されましたが、事業者には配布されたのか。
事務局	○ 広報に挟み込み配布でしたので、広報を受け取っておられる事業者へは届いておりますが、そうでない事業者には届いていないと思います。
委員	○ まず周知し理解いただくことが重要ですので、今後とも広く行き渡るように努力をお願いします。
委員	○ 以前に多言語対応も必要との意見もあったが、英語版のものをつくる計画はあるのか。
事務局	○ 今後必要があるとなれば、検討してまいります。
委員	○ 外国人住民数は把握しているのか。
事務局	○ 手元に資料がなく、わかりません。
委員	○ 外国人も住民であり条例の対象ですので、HP上に英語版を載せるなどの検討をしてください。

事務局	○ 行政内部で調整検討してまいります。
会長	○ ほかにご意見もないようですので、本日の議論をもとに、提案通り今後の取組みを進めていくということによろしいでしょうか。 (全員賛成)
会長	○ 案件審議は終わりましたが、本日が最後の審議会ですので、皆さんから一言ずつご感想やご意見をいただきます。
委員	○ 今後とも、まずは条例の理解を深めていくことが第一だと思う。
委員	○ 先般、総代自治会長会で条例の説明があったが、質疑応答はなかった。絵に描いた餅にならないよう、今後何が大切で住民は何をすべきなのか、詳しい説明が必要ではないか。
委員	○ 条例は抽象的で具体性がないので、推進計画をつくる必要がある。できるだけ早く委員会を立ち上げ、計画づくりに取り組んでほしい。
委員	○ 小中学生等の子どもたちが理解できるようなパンフレットが必要。青少年がまちづくりに関心を持ち参加し、このまちを好きになるようにしていくことが大切。
委員	○ みなさんと一緒につくったこの条例を、いかに町民に広く周知していくかが課題。冊子のような紙ベースのものだけではなく、ネットの活用・充実が必要。
委員	○ これからも推進委員会委員として活動していきたいので、委員の勉強会も検討してほしい。町のHPも充実させ、子どもたちや住民の周知に努めるべき。
会長	○ これまでの委員のご意見を聞くと、できるだけ早く推進計画をつくるべきということと、紙ベースだけではなくあらゆる方法で周知すべきということが出ました。 ○ 子どもたちへの周知ということでは、愛知県の高浜市では「条例を広め隊」というグループが委員によって結成され、紙芝居をつくって学校を巡回された。大変好評で、効果があった。
事務局	○ いろんな方法で条例の周知に努めてまいります。推進計画につきましても、できるだけ早く委員会を立ち上げて、皆様のお力をいただきながらつくってまいりたいと考えております。

委員	○ 出前講座というと、要請があったところへ出かけていくという形となりますが、ぜひ全自治会対象にくまなく実施をお願いします。 ○ 推進委員会の設置には種々の手順が必要だが、できるだけ早く設置をしてください。
委員	○ タウンミーティングに参加したが、若者がいなかった。若者に関心を持ってもらう取り組みが必要と痛感したので、今後皆さんと一緒に取り組んでいきたい。
委員	○ 条例づくりに参加できて感謝しています。素晴らしい条例ができ、希望が湧いてきます。ありがとうございました。
委員	○ まずは家族から、地域から周知と考えています。ていねいに周知に取り組んでいきます。
委員	○ 事務局の尽力・努力に感謝しています。今後とも一緒に取り組んでいきます。
委員	○ 無関心層や若年層へ周知し、関心を高めていくことが課題となってくると思いますので、できるだけ委員の皆様は次の委員会にも参加いただき、進めていただきたい。議員としての委員の任期は今日が最後となりました。お世話になりました。
副会長	○ 1年半にわたり、皆さんご苦労様でした。これから周知・具体化を深めていくためには、若年層への働きかけと同時に、地域別に落とし込むというか、地域特性に応じた取り組みが必要です。これが次のステップです。 ○ 子ども向けに周知する際には、保護者も巻き込むような工夫をすれば、地域へも広がっていきます。 ○ 職員の皆さんも理解を深め、役場も一緒になって工夫し取り組んでいくためには、私たち委員の役場への理解・協力も大切です。一緒に進めていきましょう。
会長	○ ありがとうございました。周知の課題とか、なかなか自分事として理解していただけないというのは、これまで市民教育がなされていない、学習の機会がなかったということがあります。役場や議会の役割・仕組みを知らない、わかっていない人が多い。マスコミも含め、地方自治のことはろくろく伝えていない現状にある。 ○ 団体自治はまだしも、住民自治の大切さ・役割が理解されていないのではないかと。住民自治が充実することで、団体自治もその役割を効果的

	に発揮できる。消防、防犯・防災、環境、福祉等々、すべての領域で住民自治と団体自治が両輪となることが大切です。 ○この条例の意義は、お互いが理解し合い、一緒にまちづくりを進めようというものです。住民自治を充実させると同時に、団体自治ももっと住民にわかりやすいものにしていこうということです。
会長	○ それでは、「案件③：その他」です。事務局から説明をお願いします。
事務局	○ 推進委員会の設置について、皆様のご意向をお聞きしながら進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。
委員	○ 先ほどの中川会長のまとめを聞いていて思ったことだが、住民自治の大切さについての講演会ができないか。検討を。
委員	○ みんなが興味を持つことが必要、そのための予算を確保し使ってほしい。
委員	○ 先ほど、全自治会対象に出前講座の実施をと提案したが、そのためには総代自治会長会のご理解が必要。ぜひ、働きかけを。
事務局	○ いただいたご意見・ご提案は持ち帰り、検討してまいります。
会長	○ 他にないようですので、これで本日の審議会を終了いたします。
4. 閉会 事務局	○ 皆様、ありがとうございました。